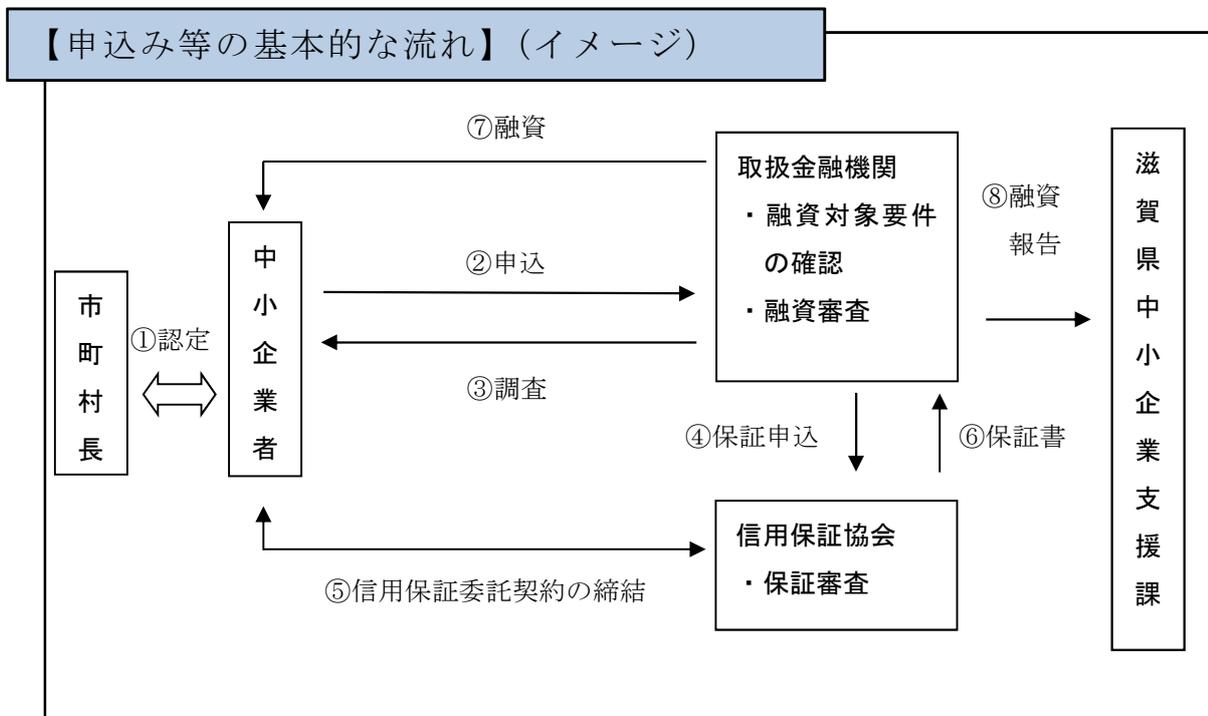


**セーフティネット資金**  
**(コロナ新規枠・コロナ借換枠)**  
**(セーフティネット保証第4号・滋賀県全域対象  
 伴走支援型特別保証)**

	コロナ新規枠 (運転・設備)	コロナ借換枠
融資対象者 (※1)	<p>中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当する者として市町村長の認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)を受け、かつ今後取り組む事項(経営行動計画書)を作成し、金融機関による継続的な伴走支援を受けられる中小企業者、協同組合等(経営安定関連保証利用者)。</p> <p><b>【市町村による認定要件】</b></p> <p>〔認定に関する詳細は、各市町村にお問い合わせください。〕</p> <p>次の①、②のいずれにも該当すること</p> <p>①滋賀県において1年間以上継続して事業を行っていること</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比で<b>20%以上減少</b>しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること</p> <p>※一部要件緩和あり</p>	<p>左の市町村長の認定を受けかつ金融機関による継続的な伴走支援を受けられる中小企業者、協同組合等で、次のすべてに該当する者</p> <p>①保証協会保証付融資(責任共有制度の対象となっている保証付融資および流動資産担保保証等一部保証付融資を除く)を受けている者で、借換を行うことで、経営の改善が見込まれる者</p> <p>②借換対象資金が、元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ遅滞なく返済されていること</p>
融資限度額 (※2)	コロナ新規枠およびコロナ借換枠合わせて4,000万円(※3)	
融資利率 (※4)	年1.0%	年1.5%
信用保証	<p style="text-align: center;">信用保証協会保証付(100%保証)</p> <p style="text-align: center;"><b>保証料率 年0.85%</b></p> <p style="text-align: center;">ただし、経営者保証免除対応を適用する場合は、1.05%</p> <p style="text-align: center;">＜保証料率の補助＞</p> <p style="text-align: center;"><b>0.65%(経営者保証免除対応を適用する場合は、0.85%)に相当する額を国が補助する。</b>ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外とする。</p> <p style="text-align: center;">(参考) 申込人の保証料負担 <b>保証料率 年0.2%</b></p>	
融資期間 (※5)	10年以内(据置5年以内)	
担保・保証人	保証協会の定めるところによる	

借入申込先	取扱金融機関
取扱金融機関	滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合、滋賀県信用農業協同組合連合会

令和3年4月1日現在



※1 農林水産業、金融・保険業、公務（公的機関）、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等、滋賀県信用保証協会の保証の対象外業種を除きます。

※2 融資限度額は、セーフティネット保証第4号、5号および危機関連保証分等を含め、本資金（コロナ新規枠）ならびに（コロナ借換枠）併せて4,000万円とします。また、上記の融資限度額のほか、セーフティネット資金全体（コロナ新規枠、コロナ借換枠、新規枠および借換枠）として新規枠8,000万円、借換枠2億円を融資限度額とします。

※3 設備資金の場合、融資対象となる設備について借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがなされていないこと。

※4 融資利率は、今後金融情勢等により変更することがあります。

※5 融資期間は1年以上となります。

（特記事項）

- ・セーフティネット保証は、一般保証とは別枠で利用できます。
- ・上記資金の融資対象に該当しない場合でも、他の資金が活用できる場合があります。また、融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

事前相談と借入申込先

上記の取扱金融機関

制度全般の相談

滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係

# 滋賀県事業継続支援金について

# 【商工観光労働部】

## 概要

長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける事業者の事業継続を支援するため、売上が減少した事業者に対し、支援金を給付する。

## 支給額

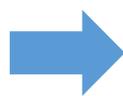
中小企業等 20万円  
個人事業主 10万円

	【第1期】	【第2期】	【第3期】	【第4期】
支給要件	2021年4～6月のいずれかの月の売上が50%以上減	2021年7または8月のいずれかの月の売上が50%以上減 または 2021年7と8月の売上の合計が30%以上減	2021年9または10月のいずれかの月の売上が50%以上減 または 2021年9と10月の売上の合計が30%以上減	2021年11月から2022年3月のいずれかの月の売上が30%以上減 ※国の事業復活支援金受給者のみ対象（みなし法人以外）
予算額	11.5億円（7,000件支給見込） 6月議会（6/24）	15.4億円（10,000件支給見込） 8月議会（8/6）	15.2億円（10,000件支給見込） 8月議（8/25）	25.25億円（17,000件支給見込） 2月議会（2/14）
追加予算	14.14億円（9,800件支給見込） 11月議会（11/29）	15.0億円（10,250件支給見込） 11月議会（11/29）	17.8億円（12,300件支給見込） 11月議会（11/29）	35.99億円（25,000件支給見込） ↓ 30.624億円（21,010件支給） R4.7月議会(7/21) R4.11月議会(12/21)
申請状況等	【申請受付期間】 8月4日～9月30日 ・給付決定は9,660件	【申請受付期間】 9月29日～10月29日 ・給付決定は10,044件	【申請受付期間】 11月1日～11月30日 ・給付決定は10,491件	【申請受付期間】 3月16日～8月1日 ・給付決定は21,010件
給付額	1,298 百万円	1,335 百万円	1,392 百万円	2,896 百万円 (繰越:2,380百万円+現年:516百万円)
委託料	100 百万円	114 百万円	105 百万円	167 百万円 (繰越:145百万円+現年:22百万円)

【第1期～第4期合計】 給付額計:6,920百万円、委託料計:486百万円  
※上記表の給付額と完全には一致しない。

# 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた雇用対策の推進について

(令和2年5月8日 総合経済・雇用対策本部)  
雇用対策の基本方針  
雇用を「守る」「つなぐ」「創る」



(令和3年度)雇用を「守る」「つなぐ」「創る」取組の継続  
①厳しい雇用情勢に対応する緊急雇用対策の継続・推進  
②コロナ禍を踏まえた労働・雇用対策の推進

雇用情勢

《有効求人倍率》	受理地別 (H30 1.35~1.40倍)	(令和2年度) 4月1.07倍 ⇒ 8月0.80倍 ⇒ 3月0.90倍	(令和3年度) 4月0.91倍 ⇒ 12月0.97倍
	就業地別 (H30 1.68~1.74倍)	(令和2年度) 4月1.34倍 ⇒ 12月0.96倍 ⇒ 3月1.07倍	(令和3年度) 4月1.13倍 ⇒ 11月1.13倍
コロナ影響の解雇見込者数	R2.5/29:222人 ⇒ 8/28:402人 ⇒ R3.3/26:721人 ⇒ 4/23:759人 ⇒ 7/30:867人 ⇒ 10/29:874人 ⇒ R4.2/4:914人		
コロナ影響の離職者(労働局)	(令和2年度) 2,592人 / 男性1,224人(正規:535人、非正規689人) 女性:1,368人(正規:269人 非正規:1,099人)		
労働力調査(モデル推計値)			
就業者	(令和2年度) (4-6月)776千人 ⇒ (1-3月)737千人(△39千人)	(令和3年度) (4-6月)749千人(+12千人)	(7-9月)758千人(+9千人)
完全失業者	(令和2年度) (4-6月)17千人 ⇒ (1-3月)21千人(+4千人)	(令和3年度) (4-6月)19千人(△2千人)	(7-9月)18千人(+1千人)
完全失業率	(令和2年度) (4-6月)2.1% ⇒ (1-3月)2.8% (0.7%ポイント)	(令和3年度) (4-6月)2.5% (△0.3%ポイント)	(7-9月)2.3% (△0.2%ポイント)
非労働力人口	(令和2年度) (4-6月)424千人 ⇒ (1-3月)461千人(+37千人)	(令和3年度) (4-6月)452千人(△9千人)	(7-9月)442千人(△10千人)



令和2年度

予算額 534,028千円

## 雇用調整助成金申請サポートセンターの設置

期間 R2.6.1~R3.3.31  
実績 電話相談330件  
訪問支援45件

守る

## 県が設置する就職支援窓口での支援

つなぐ

- ・しがジョブパーク  
利用者13,550人(93%) 就職者1,968人(93%)  
キャリアカウンセリングコーナー利用者 2,305人(190%)
- ・シニアジョブステーション滋賀  
利用者5,974人(101%) 就職者441人(89%)
- ・滋賀マザーズジョブステーション  
利用者5,673人(94%) 就職者888人(90%)

## 合同企業説明会・就職面接会の開催

つなぐ

- ・WEB合同企業説明会  
(学生向け)  
R2.5.26~28 30社 延べ724人参加  
(一般向け)  
R2.7.22~23 35社 延べ195人参加
- ・合同企業説明会  
計150社 延べ565人参加
- ・就職面接会  
R2.9.28~30/10.5~7  
計105社 延べ505人参加

## 緊急雇用創出事業

創る

計画 31事業 雇用創出191人  
実績 30事業 雇用創出158人

## 離職者早期再就職支援事業助成金

創る

延べ173社に助成 雇用創出209人  
(計画200人)

令和3年度

予算額 (当初) 1,195,105千円  
(補正) 15,285千円

## ①厳しい雇用情勢に対応する緊急雇用対策

### 県が設置する就職支援窓口での支援

つなぐ

- ・しがジョブパーク (1月末)  
利用者12,777人(124%) 就職者1,591人(132%)  
キャリアカウンセリングコーナー利用者 1,743人(101%)
- ・シニアジョブステーション滋賀 (1月末)  
利用者4,783人(101%) 就職者297人(92%)
- ・滋賀マザーズジョブステーション (12月末)  
利用者3,969人(98.3%) 就職者619人(110.5%)



### 緊急雇用創出事業

創る

計画 25事業 雇用創出196人  
実績 25事業 雇用創出171人 (R4.1.24時点)

### 離職者早期再就職支援事業助成金

創る

延べ278社 雇用創出351人 (2月3日時点)  
(計画500人)

### 離職者雇用型職業訓練推進事業

つなぐ 創る

- 第1回(7月開講)応募者122名、入校60名、修了52名、中退者8名(うち中退就職者数8名)、受け入れ企業43社、就職者43名、就職率90%(非正規込み)
- 第2回(11月開講)応募者160名、入校80名、修了66名、中退者14名(うち中退就職者数14名)、受け入れ企業数51社、就職者46名、就職率75%(非正規込み)※R4.2.3時点

### 離職者等就業支援事業

つなぐ 創る

- ・私の暮らしにフィットする働き方展  
(柔軟な働き方が必要な方の合同企業説明会)  
R3.11.2(草津) 参加企業 44社 延べ参加者135人  
R3.11.17(彦根) 参加企業 34社 延べ参加者125人

## 高齢者就業支援事業

守る

- ・シルバー人材センター連合会への補助

## 合同企業説明会・就職面接会の開催

つなぐ

- ・就職面接会  
R3.6.30(大学生等) 58社 延べ123人  
R3.11.10(高校生) 35社 延べ45人  
R4.2.1(大学生等) 27社 延べ62人
- ・合同企業説明会  
R3.6月~7月 オンラインミニ合説 計8回16社 参加57人  
R3.9.25 業界研究会 10社 延べ23人(AM12人、PM11人)  
R4.3.8/18/24(予定:大学生等)

## ②コロナ禍を踏まえた労働・雇用対策

### 雇用シェアサポートセンターの開設・運営

守る つなぐ

- ・開設 令和3年4月1日
- ・事業者相談 152件 (R4.1末時点)  
(うち、産業雇用安定センター同行61件)
- ・副業希望者相談 32件 (R4.1末時点)
- ・セミナー参加者数 155名 (R4.1末時点)
- ・出向マッチング数 4件5名 (R4.1末時点)

### 業界団体と連携したテレワーク導入支援事業

守る

- ・補助先 滋賀県中小企業団体中央会
- ・モデル企業 7社選定



### コロナ禍における女性のマッチング支援事業

守る つなぐ

- ・応援ウィーク特設WEBサイトの開設
- ・マッチング就職面接会  
6/11彦根 12社 延べ29人  
6/25草津 13社 延べ29人



取組内容

## 緊急雇用創出事業一覧

整理番号	事業名	事業内容	予定雇用者数	雇用実績人数 (3月31日確定)
1	滋賀県緊急事態措置コールセンター相談対応事業	<p>☆滋賀県緊急事態措置コールセンターでの相談対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SNS感染拡大防止システムの運用支援補助</li> <li>・ 県内事業者の営業再開やイベント再回答に係る資料整備</li> <li>・ 新型コロナウイルス対応および緊急事態措置に係る国および他府県の情報収集</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対策本部に係る資料等の整理、活動記録の取りまとめおよび整理</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対策本部員会議および新型コロナウイルス感染症対策調整会議等の運営支援</li> <li>・ 各部局等への各種照会、取りまとめおよび資料配布</li> </ul>	2人	2人
2	外国人県民等の視点を生かした災害時の支援 ～新型コロナウイルス感染拡大にかかる支援を通じて～	外国人県民等の視点を生かした、外国人支援に係る業務。	1人	1人
3	文化活動関係者のための支援相談事業	新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動の自粛等により、公演等の活動機会を失った文化活動関係者向けに相談窓口を設置する。	1人	1人
4	文化施設におけるネットワーク環境整備事業	ネットワーク環境整備（最先端技術を活用した鑑賞環境）に係る機器の導入後に、適切な運用管理を行う。	1人	1人
5	県立スポーツ施設指導者雇用促進事業	「コロナのつきあい方滋賀プラン」に基づき感染症拡大防止の対策を実施しながら新しい生活様式の定着を図るため、県立スポーツ施設が新しいスポーツの楽しみ方を提案し、生涯に渡って安全にスポーツを楽しむための拠点と位置付けられる施設となるようスポーツ指導員を配置し、スポーツ指導機能の強化を図る。	4人	1人
6	林業緊急雇用対策トライアル事業委託	経験、熟練を要しない、森林の保育作業等を実施することで、失業者を林業で受け入れ、就業へつなげることによって、林業労働者の人材確保を図る。	6人	3人
7	感染予防と県民の不安を解消するための相談窓口運営	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 相談窓口の相談内容の取りまとめ・資料作成</li> <li>2. 相談窓口混雑時の体制拡充</li> </ol>	1人	1人
j	介護サービス体制強化支援事業	新型コロナウイルス感染症発生の影響により、職員体制の縮小や感染症対策への業務負担が増えている介護サービス事業所に対し、離職失業者等を新規雇用した場合の件費を助成する。	30人	17人
9	障害福祉サービス等体制強化支援事業	新型コロナウイルス感染症発生の影響により、職員体制の縮小や感染症対策への業務負担が増えている障害福祉サービス事業所等に対し、離職失業者等を新規雇用した場合の件費を助成する。	30人	16人

## 緊急雇用創出事業一覧

整理番号	事業名	事業内容	予定雇用者数	雇用実績人数 (3月31日確定)
10	感染症発生動向調査事業（週報・月報の作成）	感染症に関する情報の収集および公表、発生状況および動向の把握のため、感染症発生動向調査のデータ確認および週報・月報の作成を行う。	1人	0人
11	子ども食堂へのアウトリーチ型支援事業	「子どもの笑顔はぐくみプロジェクト」への物資等提供が増えており、これらの物資を、子ども食堂など子どもの居場所づくり活動をする団体へニーズに応じ迅速に届けられるよう、事務局体制を拡充する。あわせて、物資受入からニーズに応じた配布までの仕組みを作るとともに、アウトリーチ型支援を行う。	1人	1人
12	三方よしスマイルールプロジェクト調査・普及業務委託	新型コロナウイルス感染症感染拡大による影響を受けた子どもたち自身の意見を聞き、この状況下で子どもたちが考え感じている事など実情を把握するとともに子供の目線で新しい生活様式に取り組めるよう啓発を行う。	7人	30人
13	医療機関等への医療用マスク等の優先配布事業	医療機関等へのマスク等の優先配布を行う職員（会計年度任用職員）の新規雇用を行う。 国庫10/10 雇用期間 5か月	3人	1人
14	新型コロナウイルス流行下における妊婦総合対策事業	不安を抱える妊婦がかかりつけ産婦人科医と相談し、本人が希望する場合に、分娩前にPCR検査等のウイルス検査を受けるための費用を補助するにあたり、申請受付、審査、支払い業務を行う。	1人	1人
15	経営相談等支援事業	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、商工会議所等経済団体には、中小企業者からの経営相談等が多く寄せられており、業務量が増加していることから、相談体制を確保するため指導員や事務補助職員を増員する。	16人	16人
16	外国人技能実習制度における技能検定に係る事務	技能実習制度における技能検定にかかる事務処理	2人	2人
17	女性活躍の見える化事業	滋賀県女性活躍推進企業のPRに伴う事務処理（HP修正、聞き取り調査等）	1人	1人
18	買いたくなる「近江の地酒」を醸造する蔵元へ再起支援事業	「近江の地酒」の消費回復を図るためには、他府県に負けない「近江の地酒」の本当の良さを多くの人に知ってもらい、その地名度を高めることが最重要課題である。 味認識装置を早期に導入。そのオペレーターを雇用し、短期間のうちに「近江の地酒」および「県内外の地酒」に関する味覚データを収集・分析、技術情報を移転（提供）する。 県内醸造所はこれをプレゼン資料に発展させ「近江の地酒」をPRする。	1人	1人
19	VR・ARに対応した3D技術による信楽焼地場産業支援事業	新型コロナウイルスの影響による直接対面販売の自粛と観光客の減少している中、今後ネット通販では、ますますVR（仮想現実）やAR（拡張現実）を活用したバーチャルショップやなどへの展開が予想される。そこで3Dスキャナーや360度カメラ等により製品や店舗内風景のインターネットに対応した3Dデータの作成を行い信楽焼をはじめとする県内の地場産業に対して技術相談や研究会事業を通じて信楽焼をはじめとする県内の地場産業に対して技術支援を行う。	1人	1人

## 緊急雇用創出事業一覧

整理番号	事業名	事業内容	予定雇用者数	雇用実績人数 (3月31日確定)
20	しがの農業緊急雇用促進事業	滋賀県農林水産業への就業促進のためのPR動画を作成するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による失業者と農業法人等のマッチングや農業大学校での事前研修、農業法人等への就職就農支援を実施する。	12人	7人
21	しがの漁業担い手確保事業	就業を最終目的とした、琵琶湖漁業を知る体験研修および漁業現場で活動するために必要な漁労技術を学ぶ中期実地研修の実施（既存事業を拡充。）。	2人	1人
22	特殊車両通行許可制度の審査システム登録データ作成事業	車両制限令の限度を超える特殊な車両の通行許可審査にかかるシステムに情報を入力することで、審査を自動化でき、テレワークやローテーション勤務の体制下でも処理が可能。	1人	2人
23	県立学校ICT環境整備事業	学校現場の教育ICT化に向けた、ハード、ソフト、人材面の整備を行うとともに、国や他自治体の情報収集と事業に付随する経理事務も行う。	1人	1人
24	教職員人事記録整理事務	教職員の履歴等の人事記録の教職員人事管理システム入力業務を行う。	3人	3人
25	県立高校就職支援事業	高校生の就職活動の支援および教員の負担軽減を目的とした「就職支援員」を高等学校へ配置する。	28人	12人
26	子どもの「学ぶ力」向上サポート事業	小中学校国語の全国学力・学習状況調査問題の分析を実施し、小中学校国語の「読み解く力」対応プリントを作成することで、子どもたちの「学ぶ力」向上を図る。	5人	5人
27	近江デジタル歴史街道事業	絵図・和書などの貴重資料をデジタル化し、HP上に公開することで、県民誰もがインターネットを通じて利用できるようにする。	2人	2人
28	体力アップ・元気アップサポート事業	幼児・児童・生徒だけでなく、家族での取組をはじめ、少人数で取り組める運動について、動画（月2本）と教材・学習カードを作成し、今後の授業や家庭での取組に活用して、啓発を図る。	6人	7人
29	しっかり朝食応援プロジェクト	朝食レシピコンクールの実施等によるレシピ集や簡単朝メニューの動画を作成し、児童・生徒の朝食摂取を促すとともに、地場製品の消費について家庭への啓発を図る	5人	6人
30	犯罪等抑止対策支援活動業務委託事業	各種犯罪等を防止するためにパトロール活動や広報啓発活動等の犯罪等抑止活動を委託するもの	10人	10人
31	運転免許センター来庁車両等整理等委託事業	各種運転免許業務の休止後の再開に際し、来庁者の増加が見込まれ、十分な駐車スペースが確保できないため、交通誘導員による案内等を行って混雑緩和を図るもの	6人	5人

## 緊急雇用創出事業一覧

整理 番号	事 業 名	事 業 内 容	予定雇用者数	雇用実績人数 (3月31日確 定)
合 計			<b>191人</b>	<b>158人</b>
		1 委託事業による雇用者数計	<b>55人</b>	<b>72人</b>
		2 補助事業による雇用者数計	<b>89人</b>	<b>57人</b>
		3 直接実施のよる雇用者数計	<b>47人</b>	<b>29人</b>

## 令和3年度緊急雇用創出事業一覧

整理番号	事業名	事業内容	予定雇用者数	雇用実績人数 (3月31日現在)
1	新型コロナ対策相談コールセンター事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀県新型コロナ対策相談コールセンターでの相談対応、相談内容の集計</li> <li>・SNS感染拡大防止システム（もしサポ滋賀）の運用支援補助</li> <li>・新型コロナウイルス感染症への対応等に係る国および他府県の情報収集</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策本部に係る資料等の整理、活動記録の取りまとめおよび整理</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策本部員会議および新型コロナウイルス感染症対策会議の運営支援、会議録作成および整理</li> </ul>	2	2
2	多文化共生推進事業（会計年度任用職員）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国語による新型コロナウイルス感染症等に関する情報提供</li> <li>・WEB上における中国との交流に係る通訳、文書作成</li> <li>・滋賀県国際協会との連携（しが外国人相談センター対応補助等）</li> </ul>	1	1
3	部分休業等の一部の勤務時間を勤務しない子育て支援制度の推進	<p>一部の勤務時間を勤務しない子育て支援制度は、「部分休業、子育て支援時間休暇、育児時間休暇」の3制度で構成される。従来配置していなかった当該3制度を取得する職員の代替職員（6名）を緊急雇用として配置する。</p>	6	6
4	近代美術館感染症対策業務	<p>感染症の拡大・クラスターの発生防止のために、近代美術館来場者に対して検温や手指消毒等の案内・確認、備品の消毒を行う。</p>	2	3
5	びわ湖ホール映像配信創出事業	<p>びわ湖ホールにおいて「ライブ映像配信」および「アーカイブ映像配信」の有料化を行い、コロナ禍における新たな収益の柱として確立していくために、舞台芸術講演のライブ配信等の編集作業やネットワーク環境を駆使した演出等を行う。</p>	1	1

## 令和3年度緊急雇用創出事業一覧

整理番号	事業名	事業内容	予定雇用者数	雇用実績人数 (3月31日現在)
6	展示運営補助業務委託 (新型コロナウイルス感染症対策)	琵琶湖博物館の新型コロナウイルス感染症対策として事前予約システムの運用および館内が密にならないよう館内誘導を行う。	6	6
7	来館者予約対応および人員整理業務委託 (新型コロナウイルス感染症対策)	新型コロナウイルス感染症対策のために、多数の来館者で混雑をきたしている土日祝日等にかかる来館者の誘導および列の整理を行う。	2	2
8	資料整備活用促進業務委託	令和3年10月末時点の集積した資料約136万点のうち登録数は約64万点(約47%)であり、整理登録作業を進め、誰もが、どこでも、いつでも利用出来るように、資料のデータベースの充実および電子図鑑の作成を行う。	9	12
9	外来生物調査隊「エイリアン・ウォッチャー」事業	生態系に影響を及ぼす外来生物の生息・生育状況調査および防除作業を実施する。	12	16
10	自然公園区域図の電子化および更新事業	新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、自然公園区域の縦覧図面を電子化し、ホームページでの縦覧を行うとともに、県庁自然環境保全課及び各環境事務所で縦覧する図面を更新する。	2	2
11	医療機関等への医療用マスク等の優先配布事業	感染症対策室において、会見年度任用職員を雇用し、医療機関等に物資(マスクやフェイスシールド等)を配布するための梱包・配送、調達する物資の納品業務および備蓄している物資の在庫管理等を行う。	2	2
12	新型コロナウイルス流行下における妊婦総合対策事業	不安を抱える妊婦がかかりつけ産婦人科医と相談し、本人が希望する場合に、分娩前にPCR検査等のウイルス検査を受けるための費用を補助するにあたり、申請受付、審査、支払い業務を行う。	1	1
13	介護ジョブトレーニング事業	介護分野の人材確保・育成を図るために離職失業者等を新規雇用し、働きながら介護職員としての基礎研修を受講させるとともに、OJTによる訓練を行う。	30	20

## 令和3年度緊急雇用創出事業一覧

整理番号	事業名	事業内容	予定雇用者数	雇用実績人数 (3月31日現在)
14	障害福祉ジョブトレーニング事業	障害福祉分野の人材確保・育成を図るために離職失業者等を新規雇用し、働きながら支援職員としての基礎的な研修を受講させるとともに、OJTによる実地研修を行う。	20	11
15	支援策周知事業	コロナ禍での緊急経済対策は、支援を必要とされる事業者の緊急度が高く、補助事業等の応募締め切りスケジュールも短いことから、今まで以上に随時・即時かつ一斉に情報を届ける必要性が高い。 そこで、電子メール・各種SNSを活用した、事業者への徹底した施策周知を図り事業者の体質強化を実現するため、商工会・商工会議所および中小企業団体中央会の周知業務への補助を実施する。	32	32
16	外国人技能実習生技能検定実施事業	入出国制限の緩和に伴い、在留資格延長が必要な外国人技能実習生の受検申請の急増に対応するため、技能検定の事務処理を行う。	1	1
17	しがの農業緊急雇用促進事業	新型コロナウイルス感染症の拡大による失業者と農業法人等のマッチングや失業者等雇用した農業法人に助成を行う。	19	9
18	水害に強い地域づくり事業	新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、複数回に分けて開催する出前講座の運営(説明)、資料作成、広報資料の更新等	1	1
19	うるおいのある水辺空間を活用した新しい生活様式実践事業	コロナ禍の中で三密になりにくい環境が求められている中、ダムの魅力発信に寄与するHPやダムカードの作成、イベントの企画を行う。 また三密を避けた空間で行うビオトープを利用した自然観察会や河川敷にて羊の放牧による除草の実施、河道内の樹木を伐採後薪炭として利用するなど河川事業への理解を促進するイベントを実施する。	2	2
20	琵琶湖や河川における管理業務の強化	新型コロナウイルスの影響から三密を避ける目的で河川敷地のレジャー利用者が急増しているため、河川敷地における不法行為(不法投棄、不法占用)の監視(パトロール)、不法行為者の追跡および現状復旧指導、現場における啓発・進入制限措置等を行う、河川管理指導を業務とする職員を増員する。	1	1

## 令和3年度緊急雇用創出事業一覧

整理番号	事業名	事業内容	予定雇用者数	雇用実績人数 (3月31日現在)
21	一級河川等における不法占用等対策事業	琵琶湖をはじめとする一級河川においてレジャー等に利用する人が増加しているため、一級河川等の適切な維持管理のため、不法占用指導や不法投棄対策等を行う。	1	1
22	教職員人事記録整理等事務	教職員(正規教職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員)の履歴事項等の人事記録を教職員人事管理システムに入力、確認等を行う。	3	3
23	県立高校就職支援事業	求人開拓(企業訪問)や生徒への就職相談、面接指導、進路に係る事務業務等を行う就職支援員を支援を希望する28校に配置する。	28	25
24	近江デジタル歴史街道事業	古文書・和書などの貴重資料をデジタル化し、HP上に公開することで、図書館サービスの多様化を図るとともに、県民誰もがインターネットを通じて利用できるようにする。	2	3
25	犯罪等抑止対策支援活動委託事業	新型コロナウイルスに便乗した犯罪の発生が予想されることから、県内全域に対し青色パトロール車による犯罪被害防止のための広報啓発活動や、特殊詐欺の予兆電話発生地域に対する重点パトロール等を実施し、安全安心な社会づくりに寄与する。	10	12
合 計			196	175
		1 直雇計	50	48
		2 委託計	95	86
		3 補助計	51	41



外に出なくても大丈夫! ノースーツで気軽に就活!



# しがジョブ LIVE!

偶然の出会いを楽しむ「生配信」合同企業説明会

新型コロナウイルスにより合同企業説明会がどんどん中止になる中、滋賀県ではオンラインで合同企業説明会を開催することにしました。  
「ふらっと行ったブースの企業がすごくよかった!」という、企業との「偶然の出会い」をオンラインでも体験できる仕組みをご用意。ノースーツで自宅から参加OK!  
お気軽にご参加ください。



JOIN



5/26(火)・27(水)・28(木)

公式サイト [shiga-job.live](http://shiga-job.live) ※当日のスケジュールは公式サイトをご確認ください。

自宅から  
滋賀県の企業と  
生配信で繋がれる!

スマホやPCがあれば、自宅から参加できるのがオンラインの特徴! 生配信だからこそ、気になること、知りたいことがあれば音声やチャットを使って、その場で質問することもできます。

偶然の出会いを  
楽しむ30秒  
マッチングテスト!

どの企業に参加するか迷った人は、マッチングテストをやってみよう! 「犬派or猫派?」「スポーツは観るorやる?」など簡単な2択の質問に答えると、相性の良い企業担当者ブースをご案内します。

推しポイント  
カルタで魅力的な  
企業を発見!

企業担当者さんから「ひとつだけいうならコレ!」という企業の魅力を聞いて、カルタにしてみました! 直感で訪問(視聴)ブースを選んでもみると、企業名や業界とはまた違った、企業の魅力が知れるかも?

キャリア  
生相談ブースで  
就活の悩みを相談!

就活の悩みを1対1で相談できるオンライン相談ブースも常設! 国家資格を持つキャリアコンサルタントが、自己分析や業界研究など就活の困りごと・悩みにお答えします。

参加  
方法

- 1 スマホまたはPCで公式サイトへアクセス。  
[shiga-job.live](http://shiga-job.live)
- 2 前日までに参加登録。  
(※事前登録必須)
- 3 当日、自宅から生配信視聴。  
質問も大歓迎です。

★参加無料

🔍 対象者: 大学生・大学院生・短大生・専門学校生・高専生・既卒者・一般求職者 ※学生は全学年対象とする。



母なる湖・琵琶湖。  
— あずかっているのは、滋賀県です。

主催: 滋賀県 (運営受託: 株式会社いろあわせ) 問い合わせ先: [live@iroawase.co.jp](mailto:live@iroawase.co.jp)



知らなかった魅力ある企業と、WEBで繋がる!

# しがジョブ LIVE! career

## 適職が見つかるWEB就職相談会

好評につき第2弾開催! 今回は、一般求職者の方向けに、**オンラインで就職相談会**を開催します。ノースーツで自宅からも参加OK! 新型コロナウイルスにより雇用不安を感じている一般求職者の方や、就職氷河期世代の方、ぜひご参加ください!

# 7/22(水)・23(木・祝)

※当日のスケジュールは公式サイトをご確認ください。



公式サイト

[career.shiga-job.live](https://career.shiga-job.live)

## しがジョブLIVE!とは?

滋賀県の企業と求職者の皆さんをつなぐオンラインイベント。

5月に開催した第1弾では、「今まで知らなかった企業との出会いがあった!」「遠方の自宅からでも気軽に参加できた!」などの感想をいただきました。今回は「適職が見つかる」場として、リサーチ機能やマッチングテストなどのコンテンツをご用意しています!

### 滋賀県の企業と生配信で繋がる!



自宅から気軽に参加できるのがオンラインの魅力。生配信なので、その場で気になること・知りたいことを音声やチャットで質問することができます。

### 業種・働き方で企業をリサーチ!



参加企業を「業種」「募集職種」「エリア」「働きやすさ」で絞り込み検索が可能! 求めている要件にあう仕事を探すことができます。

### 質問に答えるだけ! マッチングテスト



簡単な2択の質問に答えるだけで、希望する働きかたに近い企業をご案内します。

### プロに相談! キャリア相談ブース



国家資格を持つキャリアコンサルタントによる、1対1の個別相談ブースをご用意。就職・転職の悩みを相談することができます。

## 参加方法

1

スマホまたはPCで公式サイトへアクセス。  
[career.shiga-job.live](https://career.shiga-job.live)

>

2

前日までに参加登録。  
(※事前登録必須)

>

3

当日、自宅から生配信視聴。  
質問も大歓迎です。

## ★ 参加無料

対象者: 一般求職者 / 既卒者

※ 一般求職者向けのイベントですが、学生(大学生、短大生、大学院生、高専生、専門学校生)の方も視聴可能です。



母なる湖・琵琶湖。  
— あずかっているのは、滋賀県です。

主催: 滋賀県 (運営受託: 株式会社いろあわせ) 問い合わせ先: [live@iroawase.co.jp](mailto:live@iroawase.co.jp)

参加者の皆さんに聞きました

# しがジョブLIVE! のここがイイ!



知らない企業とたくさん出会えて、  
今まで考えていなかった業界を見る  
きっかけにもなりました。



気楽に人事の方とお話をして、  
親身なアドバイスを頂きました!



質問がしやすい雰囲気が  
とても良かったです。



遠方からでも、  
家で気軽に参加できる!



リラックスして本音を語れた。



キャリア生相談ブースで、  
困り事が解決できました!

## しがジョブLIVE! の楽しみ方

### 1 まずは事前登録!

「しがジョブLIVE! career」には、事前登録が必須。  
まずは、サイトから登録をしましょう!

当日は、登録したメールアドレスとパスワードを入れてログインすると、参加企業のブースを視聴することができます。  
後日、訪問企業や気になる企業から、採用情報をお届けします。

### 2 参加企業情報をチェック

こだわりの技術を持っていたり、業界のシェアを持っていたりと、魅力のある滋賀の企業が大集合。

詳しい情報が載った各社の紹介ページや、リサーチ機能を使って、当日までにどこの企業の話を知るか、チェックしてみてください!

### 3 当日は自宅から参加しよう

当日は、オープニングセッションからスタート。参加方法や注意事項など、ご説明します。  
その後は、各企業ブースをクリックして、それぞれの説明会に参加しましょう!

企業説明は1ブース30分。1日目と2日目で参加企業も変わるので、ぜひ2日間ともご参加ください!

### 4 しがジョブLIVE!を満喫

自分に適した仕事に出会えるよう、さまざまな仕組みをご用意しています!

2 択の質問に答えるだけで、相性のいい企業・募集職種をご案内する「30秒マッチングテスト」や、国家資格を持つキャリアコンサルタントによる「キャリア生相談ブース」も。ぜひご利用ください!

### 5 各社の選考に参加しよう

企業によって、次のステップは様々。そのまま面接に進むこともあれば、より詳しい会社説明会や、工場見学会を行う企業もあります。

各社の説明を聞いた後、次のステップを確認して、積極的に参加してみてください!

皆様のご参加  
お待ちしております!



事前登録はこちらから!

公式サイト

career.shiga-job.live



# 滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金

滋賀県では、新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方等の再就職を支援するため、正規雇用労働者（正社員）として雇い入れる中小企業者等に対して、助成金を交付します。

対象労働者の雇用  
1人につき **60万円**  
(1事業主につき、5人まで)

## 中小企業者の範囲

※ (A) または (B) の要件を満たす企業

業種	資本または出資額 (A)	常時使用する労働者 (B)
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

## 助成金の交付対象者(対象事業主)の要件

助成金の交付を受けることができる者は、次のア～エのいずれにも該当し、a～hのいずれにも該当しないもの

区分	要件	確認欄
交付対象要件 ※いずれにも該当すること	ア 事業を営む者（法人の場合、大企業を除く。個人事業主の場合、開業届を提出した者に限る。）であって、県内に事業所を有している事業主（県内に事業所を有する中小企業者、個人事業主、その他法人）	
	イ 対象労働者を次のいずれにも該当する形で雇用している事業主 ・雇用日が令和2年9月15日から同年12月15日までの間 ・対象労働者を新たに県内正規雇用労働者（直接雇用され、期間の定めのない労働契約を締結し、常勤の者であって、県内の事業所に勤務するもの）として雇用 ・雇用日から3か月を超えて、県内正規雇用労働者として勤務させたこと	
	ウ 公共職業安定所（ハローワーク）に、雇用保険被保険者資格取得届を行い、かつ、雇用保険被保険者資格取得等確認通知を受けている事業主	
	エ 当該雇用した労働者の労働に対する賃金（時間外手当、通勤手当等の各種手当を含む）を、支払期日までに支払っている事業主	
対象外要件 ※いずれにも該当しないこと	a 過去1年間に、当該雇用する労働者と雇用、請負、委任、出向または派遣の関係があった事業主	
	b 過去1年間に、当該雇用する労働者に対し、職場適応訓練または通算3か月を超える実習もしくは訓練を受講させた事業主	
	c 過去1年間に、当該雇用する労働者を雇用していた事業主と、資本的、経済的、組織的な関連性等からみて密接な関係にある事業主	
	d 当該雇用する労働者と、助成金の交付を受けようとする者またはその役員が3親等内の親族（配偶者または3親等内の血族もしくは姻族）である事業主	
	e 当該雇用する労働者について、新たな雇用に係る経費を助成対象とする他の助成制度（助成制度の利用を目的とした求人を行った場合を含む。）の適用を受けている事業主	
	f 助成金の交付を受けようとする者またはその役員等が、暴力団または暴力団員と関係がある事業主	
	g 県税の滞納その他県に対する債務不履行がある等助成金の支給が適当でないと思われる事業主	
	h 労働基準法を遵守していない、営業に関して必要な許認可を取得していない等各種法令を遵守していない事業主	

※助成金の交付対象となる雇用労働者（県内正規雇用労働者）の要件は、裏面をご確認ください。

《申請・問合せ先》 ※感染症の感染拡大防止のため、各種書類は郵送での提出にご協力ください。

滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

・電話：077-528-3767

・メール：[fe0004@pref.shiga.lg.jp](mailto:fe0004@pref.shiga.lg.jp)

[問合せは、9時から17時まで]（土日、祝日および年末年始（12月29日～1月3日）は除く。）

## 助成金の交付対象となる雇用労働者（県内正規雇用労働者）の要件

### 《助成金の交付対象となる雇用労働者》

助成金の交付対象となる雇用労働者および雇用の内容は、①対象労働者を②の内容（形態）で雇用した場合。（これらの要件に満たして雇用された者を「県内正規雇用労働者」と言います。）

区 分	要 件		確認欄
①対象労働者の要件 ※(ア)、(イ)のいずれかに該当すること	(ア) 離職者等	令和2年4月16日以後に離職した者または採用を取り消された者 ※会社都合退職（解雇、雇止め）、自己都合退職は問いません。	県内に居住している者 または 県内の事業所に勤務していた者
	(イ) 就職困難者	(ア)以外の者で、令和2年9月14日時点において就職していない者のうち、同年4月16日から同年9月14日までの間に次のいずれかに該当したもの ✓就職相談その他の就職支援サービスを利用したこと ✓企業等に対して、就職活動を行ったこと ※4月1日採用の方が内定取り消しされた方など、離職者等に該当しない方でも就職に向けた活動を行っている方は対象となります。	県内に居住している者
②対象となる雇用内容の要件 ※(a)、(b)のいずれにも該当すること	(a) 雇用形態	次のいずれにも該当する形態で雇用されていること ✓直接雇用であること ✓期間の定めのない労働契約を締結していること ✓常勤であること	
	(b) 勤務場所	県内の事業所で勤務していること	

### 《助成金の申請から交付までの流れ》

①令和2年9月15日から同年12月15日までの間に  
県内正規雇用労働者として雇用

②「助成金交付申請書」を県へ提出（郵送）  
・雇用日から起算して30日以内に提出してください。  
※雇用日が、令和2年9月15日～同年10月9日の場合は、令和2年10月10日～同年11月9日に提出  
●県での審査後、交付を決定する場合は「交付決定通知」を送付（交付しない決定を行った場合は「不交付決定通知」を送付）

県内正規雇用労働者として、雇用日から3か月経過  
（正規雇用労働者・県内勤務）

③「助成金実績報告書」を県へ提出（郵送）  
・雇用日から起算して3か月経過した日以後30日以内または令和3年3月20日のいずれか早い日までに提出してください。  
●県での審査後、問題がなければ「額の確定通知書」を送付

④「助成金交付請求書」を県へ提出（郵送）

⑤県から「助成金」を交付（振込）

#### 【交付申請書時の提出書類】

- ✓助成金交付申請書（別記様式第1号）
- ✓対象事業主および県内正規雇用労働者に関する申告書（別記様式第2号）
- ✓誓約書（別記様式第3号）
- ✓対象者に係る雇用契約書の写し
- ✓対象者に係る労働者名簿の写し
- ✓雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
- ✓県税に未納がないことを証する書類
- ✓法人の登記簿謄本の写しまたは履歴事項全部証明書（個人は、開業届の写し）
- ✓就業規則
- ✓役員名簿
- ✓口座振込依頼書（別記様式第4号）
- ✓通帳の写し等口座情報が分かる書類

#### 【実績報告時の提出書類】

- ✓助成金実績報告書（別記様式第9号）
- ✓県内正規雇用労働者に係る報告書（別記様式第10号）
- ✓勤務実態が確認できる書類（出勤簿の写し、賃金台帳の写し等）
- ✓賃金の支出が確認できる書類（給与明細書または領収書の写し等）

#### ■ 交付決定の取り消し、助成金の返還

「助成金の交付要件に反している事実が認められたとき」、「偽りその他不正な行為によって支給を受け、または受けようとしたとき」、「その他知事が支給の決定を取り消す必要があると認められたとき」のいずれかに該当する場合は、交付の決定を取り消します。（既に交付されている場合は、全額を返還しなければなりません。）

✓ 交付要綱や申請書等の各種様式、記載例等は、滋賀県ホームページからダウンロードできます。

滋賀県＞県民の方＞しごと・産業・観光＞しごと・雇用 - お知らせ・注意

[ <http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/314836.html> ]

滋賀県早期再就職 助成金

検索

# 滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金

滋賀県では、新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方等の再就職を支援するため、正規雇用労働者(正社員)として雇い入れる中小企業者等に対して、助成金を交付します。  
(令和2年度事業から、一部要件を変更していますので、御注意ください。)

**対象労働者の雇用**  
1人につき  
(1事業主につき、5人まで)

**60万円**

## 《助成の対象となる雇用日》

令和3年4月1日(木)～令和3年6月30日(日)

※交付申請書は、雇用日から起算して30日以内に提出してください。

## 助成金の交付対象者(対象事業主)の要件

区分	要件	中小企業者の範囲 ※(A)または(B)の要件を満たす企業															
交付対象要件 ※いずれにも該当すること	ア 事業を営むものであって、次のいずれかに該当する事業主(県内に事業所を有しているものに限る。) ・中小企業者(個人事業主の場合、開業届を提出した者に限る。) ・会社以外の法人(社会福祉法人、一般社団法人、医療法人など) ・人格のない社団等(平成30年3月31日以前に設立された団体)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本または出資額(A)</th> <th>常時使用する労働者(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>その他の業種</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種	資本または出資額(A)	常時使用する労働者(B)	小売業	5,000万円以下	50人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	その他の業種	3億円以下	300人以下
	業種	資本または出資額(A)	常時使用する労働者(B)														
	小売業	5,000万円以下	50人以下														
	サービス業	5,000万円以下	100人以下														
	卸売業	1億円以下	100人以下														
	その他の業種	3億円以下	300人以下														
イ 対象労働者(裏面参照)を次のいずれにも該当する形で雇用している事業主 ・雇用日が令和3年4月1日から同年6月30日までの間であること ・対象労働者を新たに県内正規雇用労働者(直接雇用され、期間の定めのない労働契約を締結し、常勤(所定労働時間が週30時間以上のもの)の者であって、県内の事業所に勤務するもの)として雇用 ・雇用日から3か月を超えて、県内正規雇用労働者として勤務させたこと																	
ウ 公共職業安定所(ハローワーク)に、雇用保険被保険者資格取得届を行い、かつ、雇用保険被保険者資格取得等確認通知を受けている事業主																	
エ 雇用した労働者の資格の取得に関し、健康保険および厚生年金保険の届出を行った事業主(適用事業所でない事業主を除く。)																	
オ 当該雇用した労働者の労働に対する賃金(時間外手当、通勤手当等の各種手当を含む。)を、支払期日までに支払っている事業主																	
対象外要件 ※いずれにも該当しないこと	a 過去1年間に、当該雇用する労働者と雇用、請負、委任、出向または派遣の関係があった事業主																
	b 過去1年間に、当該雇用する労働者に対し、職場適応訓練または通算3か月を超える実習もしくは訓練を受講させた事業主																
	c 過去1年間に、当該雇用する労働者を雇用していた事業主と、資本的、経済的、組織的な関連性等からみて密接な関係にある事業主																
	d 当該雇用する労働者と、助成金の交付を受けようとする者またはその役員が3親等内の親族(配偶者または3親等内の血族もしくは姻族)である事業主																
	e 当該雇用する労働者について、新たな雇用に係る経費を助成対象とする他の助成制度(助成制度の利用を目的とした求人を行った場合を含む。)の適用を受けている事業主																
	f 助成金の交付を受けようとする者またはその役員等が、暴力団または暴力団員と関係がある事業主																
	g 県税の滞納その他県に対する債務不履行がある等助成金の支給が適当でないと認められる事業主																
	h 労働基準法を遵守していない、営業に関して必要な許認可を取得していない等各種法令を遵守していない事業主																
	【過去にこの事業(令和2年度事業を含む。)を利用している場合】																
	I この事業により雇用した労働者を事業主都合による解雇(勧奨退職および事業縮小、賃金等の大幅な低下等による自己都合退職を含む。)をしたもの																

## 《申請・問合せ先》

滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課  
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1  
・電話：077-528-3767  
・メール：[fe0004@pref.shiga.lg.jp](mailto:fe0004@pref.shiga.lg.jp)  
[問合せは、9時から17時まで]

(土日、祝日および年末年始(12月29日～1月3日)は除く。)

※郵送の際は、必要に応じて受領の記録が残る方法で送付ください。

## 《人格のない社団等》

団体としての組織を備え、多数決の原則があり、構成員の変更にも関わらず団体そのものが存続し、組織として主要な点(代表の方法、総会の運営、財産の管理等)が確定しているもので、代表者または管理人が設置されているもの

※助成金の交付対象となる県内正規雇用労働者の要件は、裏面をご確認ください。

## 助成金の交付対象となる雇用労働者（県内正規雇用労働者）の要件

### 《助成金の交付対象となる雇用労働者》

助成金の交付対象となる雇用労働者および雇用の内容は、①の対象労働者を②の内容（形態）で雇用した場合。（これらの要件に満たして雇用された者を「県内正規雇用労働者」と言います。）

区 分	要 件		
①対象労働者の要件 ※(ア)、(イ)のいずれかに該当すること	(ア) 離職者等	令和2年4月16日以後に離職した者または採用を取り消された者で、次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓感染症の影響に伴う解雇、会社等の倒産による失業等事業主都合による離職者</li> <li>✓感染症の影響による収入の減少等に伴い転職せざるを得なくなったことによる離職者</li> <li>✓感染症の影響により採用計画が見直されたこと等に伴い採用を取消された者</li> <li>✓その他感染症の影響によると認める離職者または採用を取り消された者</li> </ul>	県内に居住している者 または 県内の事業所に勤務していた者
	(イ) 就職困難者	令和2年4月16日から令和3年3月31日までの間に就職していない者であって、この期間中に次のいずれかに該当したもの <ul style="list-style-type: none"> <li>✓就職相談その他の就職支援サービスを利用したこと</li> <li>✓企業等に対して、就職活動を行ったこと</li> </ul> ※新卒者は対象外	県内に居住している者
②対象となる雇用内容の要件 ※(a)、(b)のいずれにも該当すること	(a) 雇用形態	次のいずれにも該当する形態で雇用されていること <ul style="list-style-type: none"> <li>✓直接雇用であること</li> <li>✓期間の定めのない労働契約を締結していること</li> <li>✓常勤（所定労働時間が週30時間以上のものに限る。）であること</li> </ul>	
	(b) 勤務場所	県内の事業所で勤務していること	

#### 【交付申請書時の提出書類】

- ✓助成金交付申請書（別記様式第1号）
- ✓対象事業主および県内正規雇用労働者に関する申告書（別記様式第2号）
- ✓誓約書（別記様式第3号）
- ✓対象者に係る雇用契約書（労働条件の同意が分かる労働者の署名のある労働条件通知書）の写し
- ✓対象者に係る労働者名簿の写し
- ✓雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
- ✓県税に関する誓約書兼調査に関する同意（別記様式第4号）または県税に未納がないことを証する書類
- ✓（法人）履歴事項全部（現在）証明書
- ✓（個人）税務署に届け出た開業届の写しと申請者の身分証明書
- ✓（団体）設置規約、過去3年間の事業報告・収支決算、令和3年度事業計画・収支予算および代表者の身分証明書
- ✓就業規則
- ✓役員名簿
- ✓口座振込依頼書（別記様式第5号）
- ✓通帳の写し等口座情報が分かる書類
- ✓過去にこの事業を利用している場合は、その時に雇用した労働者の現在の勤務実態が分かるもの

### 《助成金の申請から交付までの流れ》

①令和3年4月1日から同年6月30日までの間に県内正規雇用労働者として雇用

②「助成金交付申請書」を県へ提出（郵送）  
 ・雇用日から起算して30日以内に提出してください。  
 ●県での審査後、交付を決定する場合は「交付決定通知」を送付（交付しない決定を行った場合は「不交付決定通知」を送付）

↓  
 県内正規雇用労働者として、雇用日から3か月経過（正規雇用労働者・県内勤務）

③「助成金実績報告書」を県へ提出（郵送）  
 ・雇用日から起算して3か月経過した日以後30日以内に提出してください。  
 ●県での審査後、問題がなければ「額の確定通知書」を送付



④県から「助成金」を交付（振込）

#### 【実績報告時の提出書類】

- ✓助成金実績報告書（別記様式第10号）
- ✓県内正規雇用労働者に係る報告書（別記様式第11号）
- ✓勤務実態が確認できる書類（出勤簿の写し、勤務日数が分かる賃金台帳の写し等）
- ✓賃金の支出が確認できる書類（給与明細書または領収書の写し等）

#### ■交付決定の取消し、助成金の返還

「助成金の交付要件に反している事実が認められたとき」、「偽りその他不正な行為によって支給を受け、または受けようとしたとき」、「その他知事が支給の決定を取り消す必要があると認めたとき」のいずれかに該当する場合は、交付の決定を取り消します。（既に交付されている場合は、全額を返還しなければなりません。）

✓交付要綱や申請書等の各種様式、記載例等は、滋賀県ホームページからダウンロードできます。

滋賀県>県民の方>しごと・産業・観光>しごと・雇用 - お知らせ・注意

[ <http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/314836.html> ]

滋賀県早期再就職 助成金

検索

# 滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金

滋賀県では、新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方等の再就職を支援するため、正規雇用労働者(正社員)として雇い入れる中小企業者等に対して、助成金を交付します。  
(令和2年度事業から、一部要件を変更していますので、御注意ください。)

1次募集(令和3年4月~6月雇用)についても、7月29日(木)まで受け付けていますので、雇用日から起算して30日以内に申請してください。

## 《助成の対象となる雇用日》 \*2次募集\*

令和3年7月1日(木) ~ 令和3年9月30日(木)

※交付申請書は、雇用日から起算して30日以内に提出してください。

対象労働者の雇用1人につき  
(1事業主につき、令和3年度中に5人まで)

# 60万円

## 助成金の交付対象者(対象事業主)の要件

区分	要件	中小企業者の範囲															
交付対象要件 ※いずれにも該当すること	ア 事業を営むものであって、次のいずれかに該当する事業主(県内に事業所を有しているものに限る。) ・中小企業者(個人事業主の場合、開業届を提出した者に限る。) ・会社以外の法人(社会福祉法人、一般社団法人、医療法人など) ・人格のない社団等(平成30年3月31日以前に設立された団体)	※(A)または(B)の要件を満たす企業 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本または出資額(A)</th> <th>常時使用する労働者(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>その他の業種</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種	資本または出資額(A)	常時使用する労働者(B)	小売業	5,000万円以下	50人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	その他の業種	3億円以下	300人以下
	業種	資本または出資額(A)	常時使用する労働者(B)														
	小売業	5,000万円以下	50人以下														
	サービス業	5,000万円以下	100人以下														
	卸売業	1億円以下	100人以下														
	その他の業種	3億円以下	300人以下														
イ 対象労働者(裏面参照)を次のいずれにも該当する形で雇用している事業主 ・雇用日が令和3年7月1日から同年9月30日までの間であること ・対象労働者を新たに県内正規雇用労働者(直接雇用され、期間の定めのない労働契約を締結し、常勤(所定労働時間が週30時間以上のもの)の者であって、県内の事業所に勤務するもの)として雇用 ・雇用日から3か月を超えて、県内正規雇用労働者として勤務させたこと																	
ウ 公共職業安定所(ハローワーク)に、雇用保険被保険者資格取得届を提出し、かつ、雇用保険被保険者資格取得等確認通知を受けている事業主																	
エ 雇用した労働者の資格の取得に関し、健康保険および厚生年金保険の届出を行った事業主(適用事業所でない事業主を除く。)																	
オ 当該雇用した労働者の労働に対する賃金(時間外手当、通勤手当等の各種手当を含む。)を、支払期日までに支払っている事業主																	
対象外要件 ※いずれにも該当しないこと	a 過去1年間に、当該雇用する労働者と雇用、請負、委任、出向または派遣の関係があった事業主																
	b 過去1年間に、当該雇用する労働者に対し、職場適応訓練または通算3か月を超える実習もしくは訓練を受講させた事業主																
	c 過去1年間に、当該雇用する労働者を雇用していた事業主と、資本的、経済的、組織的な関連性等からみて密接な関係にある事業主																
	d 当該雇用する労働者と、助成金の交付を受けようとする者またはその役員が3親等内の親族(配偶者または3親等内の血族もしくは姻族)である事業主																
	e 当該雇用する労働者について、新たな雇用に係る経費を助成対象とする他の助成制度(助成制度の利用を目的とした求人を行った場合を含む。)の適用を受けている事業主																
	f 助成金の交付を受けようとする者またはその役員等が、暴力団または暴力団員と関係がある事業主																
	g 県税の滞納その他県に対する債務不履行がある等助成金の支給が適当でないと認められる事業主																
	h 労働基準法を遵守していない、営業に関して必要な許認可を取得していない等各種法令を遵守していない事業主																
	【過去にこの事業(令和2年度事業を含む。)を利用している場合】																
I この事業により雇用した労働者を事業主都合による解雇(勧奨退職および事業縮小、賃金等の大幅な低下等による自己都合退職を含む。)をした事業主																	

### 《申請・問合せ先》

滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課  
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

・電話：077-528-3767

・メール：[fe0004@pref.shiga.lg.jp](mailto:fe0004@pref.shiga.lg.jp)

[問合せは、9時から17時まで]

(土日、祝日および年末年始(12月29日~1月3日)は除く。)

※郵送の際は、必要に応じて受領の記録が残る方法で送付ください。

### 《人格のない社団等》

団体としての組織を備え、多数決の原則があり、構成員の変更にも関わらず団体そのものが存続し、組織として主要な点(代表の方法、総会の運営、財産の管理等)が確定しているもので、代表者または管理人が設置されているもの

※助成金の交付対象となる県内正規雇用労働者の要件は、裏面をご確認ください。

## 助成金の交付対象となる雇用労働者（県内正規雇用労働者）の要件

### 《助成金の交付対象となる雇用労働者》

助成金の交付対象となる雇用労働者および雇用の内容は、①の対象労働者を②の内容（形態）で雇用した場合。（これらの要件を満たして雇用された者を「県内正規雇用労働者」と言います。）

区 分	要 件		
①対象労働者の要件 ※(ア)、(イ)のいずれかに該当すること	(ア) 離職者等	令和2年4月16日以後に離職した者または採用を取り消された者で、次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓感染症の影響に伴う解雇、会社等の倒産による失業等事業主都合による離職者</li> <li>✓感染症の影響による収入の減少等に伴い転職せざるを得なくなったことによる離職者</li> <li>✓感染症の影響により採用計画が見直されたこと等に伴い採用を取消された者</li> <li>✓その他感染症の影響によると認める離職者または採用を取り消された者</li> </ul>	県内に居住している者 または 県内の事業所に勤務していた者
	(イ) 就職困難者	令和2年4月16日から令和3年6月30日までの間に就職していない者であって、この期間中に次のいずれかに該当した者 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓就職相談その他の就職支援サービスを利用したこと</li> <li>✓企業等に対して、就職活動を行ったこと</li> </ul> ※新卒者は対象外	県内に居住している者
②対象となる雇用内容の要件 ※(a)、(b)のいずれにも該当すること	(a) 雇用形態	次のいずれにも該当する形態で雇用されていること <ul style="list-style-type: none"> <li>✓直接雇用であること</li> <li>✓期間の定めのない労働契約を締結していること</li> <li>✓常勤（所定労働時間が週30時間以上のものに限る。）であること</li> </ul>	
	(b) 勤務場所	県内の事業所で勤務していること	

#### 【交付申請時の提出書類】

- ✓助成金交付申請書（別記様式第1号）
- ✓対象事業主および県内正規雇用労働者に関する申告書（別記様式第2号）
- ✓誓約書（別記様式第3号）
- ✓対象者に係る雇用契約書（労働条件の同意が分かる労働者の署名のある労働条件通知書）の写し
- ✓対象者に係る労働者名簿の写し
- ✓雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
- ✓県税に関する誓約書兼調査に関する同意書（別記様式第4号）または県税に未納がないことを証する書類（申請日から3か月以内に発行されたもの）
- ✓（法人）履歴事項全部（現在）証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの）
- ✓（個人）税務署に届け出た開業届の写しと申請者の身分証明書
- ✓（団体）設置規約、過去3年間の事業報告・収支決算、令和3年度事業計画・収支予算および代表者の身分証明書
- ✓就業規則
- ✓役員名簿
- ✓口座振込依頼書（別記様式第5号）
- ✓通帳の写し等口座情報が分かる書類
- ✓過去にこの事業を利用している場合は、その時に雇用した労働者の現在の勤務実態が分かるもの

### 《助成金の申請から交付までの流れ》

①令和3年7月1日から同年9月30日までの間に県内正規雇用労働者として雇用

②「助成金交付申請書」を県へ提出（郵送）  
 ・雇用日から起算して30日以内に提出してください。  
 ●県での審査後、交付を決定する場合は「交付決定通知」を送付（交付しない決定を行った場合は「不交付決定通知」を送付）



県内正規雇用労働者として、雇用日から3か月经過（正規雇用労働者・県内勤務）

③「助成金実績報告書」を県へ提出（郵送）  
 ・雇用日から起算して3か月经過した日以後30日以内に提出してください。  
 ●県での審査後、問題がなければ「額の確定通知書」を送付



④県から「助成金」を交付（振込）

#### 【実績報告時の提出書類】

- ✓助成金実績報告書（別記様式第10号）
- ✓県内正規雇用労働者に係る報告書（別記様式第11号）
- ✓勤務実態が確認できる書類（出勤簿の写し、勤務日数が分かる賃金台帳の写し等）
- ✓賃金の支出が確認できる書類（給与明細書または領収書の写し等）

#### ■交付決定の取り消し、助成金の返還

「助成金の交付要件に反している事実が認められたとき」、「偽りその他不正な行為によって支給を受け、または受けようとしたとき」、「その他知事が支給の決定を取り消す必要があると認められたとき」のいずれかに該当する場合は、交付の決定を取り消します。（既に交付されている場合は、全額を返還しなければなりません。）

✓交付要綱や申請書等の各種様式、記載例等は、滋賀県ホームページからダウンロードできます。

滋賀県>県民の方>しごと・産業・観光>しごと・雇用 - お知らせ・注意

[ <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/319006.html> ]

滋賀県早期再就職 助成金

検索